

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市指定有形民俗文化財の現状変更等の許可		
根拠法令及び条項	那覇市文化財保護条例第28条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則 第3条2項(2)に該当するため、審査基準を設定しない。 (2) 事案ごとの裁量が著しく大きい場合 【根拠法令】 以下別紙		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求のあった日の翌日から起算して 日以内) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

那覇市文化財保護条例

(現状変更)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届け出に係る現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。